**情報公開・個人情報保護審査会での審議事項について**

**追加資料**

**【これまで】**

○町や教育委員会、議会などが決定した開示決定や訂正決定、利用停止決定等に対して、審査請求（不服申し立て）があった場合に調査審議すること。

○その他、実施機関からの諮問事項を調査審議すること。

・本人以外から個人情報を収集する場合

・要配慮等個人情報（思想、宗教や社会的差別の原因となる個人情報）を収集

する場合

・個人情報を目的以外の目的に利用する場合や提供する場合など

**【これから】**

○町や教育委員会などが決定した開示決定や訂正決定、利用停止決定等に対して、審査請求（不服申し立て）があった場合に調査審議すること。

○議会が決定した開示決定や訂正決定、利用停止決定等に対して、審査請求（不服申し立て）があった場合に調査審議すること。

○個人情報保護制度の適正な運用について実施機関に意見を述べること。

・情報公開条例を改正する場合など

・保有する個人情報の漏洩や消滅、棄損の防止、安全管理のために必要な措置

を講じる基準を定める場合など

・個人情報の取扱いに関する措置についての運用方法を定めるなど

例）利用目的の明示の具体的方法、本人同意の取得方法など

**１．改正法の規定**

|  |
| --- |
| （地方公共団体に置く審議会等への諮問）第129 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。 |

○　改正法では、「**個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき**は、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」とされています。

ただし、審議会への諮問は無限定に行えることとするのではなく、個人情報の適正な取扱いを確保するため、特に必要があると認められるときに限り行うものとされており、これまでの**個別事案に関する審議**から、**定型事例についての事前ルールの設定や、制度のあり方に関する調査審議**に主な役割が移行することが想定されています。

また、個人情報保護委員会によれば、

① 要配慮等個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定

② 目的外利用や提供を行う場合に審査会の諮問を要する旨の規定

など、**個別事案に関する審議会への諮問について、条例に置くことは許容されない**（個　　人情報の取扱いが法律上許容されるかどうかについては個人情報保護委員会に適宜確認を行い、適正な取扱いを担保する。）とされています。

さらに、改正法ガイドラインでは、基本的な考えとして、**「地方公共団体において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものである。**」とされており、これらを踏まえて、審議会（審査会）の権能を見直す必要があります。

**２．現行条例との比較**

現行条例では、審査会への諮問ができる事項は、要配慮等個人情報の取扱いや目的以外の目的に利用・提供する場合など、個別に列挙されていました。

しかし、改正法では上述のとおり、**「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」**であれば、条例に規定することにより審査会へ諮問ができることとされています。

また、改正法Q＆Aでは、**「特に必要があると認めるとき」**とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った**運用ルールの細則を事前に設定**しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合などとされ、具体的には、

①保有する個人情報の漏洩や消滅、棄損の防止、安全管理のために必要な措置の具体的方法

②本人に対して利用目的を明示する場合の具体的方法

③個人情報を目的以外に利用する場合の本人同意の取得方法

などに関する運用ルールを策定する場合を想定しています。

**３．対応の方向性**

改正法施行後も、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護するとともに、安平町におけるの個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審査会の意見を聴くことができるよう、引き続き、安平町情報公開・個人情報保護審査会を設置するものです。